〇 件名

地理的表示メールマガジン第187号(令和5年7月20日)

〇 文面

地理的表示メールマガジン

令和5年7月20日



■■■ 目次 ■■■

1. GIの登録について

1. GIの登録について

農林水産省は、令和5年7月20日(木)に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(GI法)に基づき次の産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。

◆ 登録された産品

●長崎からすみ(ナガサキカラスミ)(登録番号第132号)

生産地:長崎県

生産者団体:長崎からすみの会

産品の区分:第7類 水産加工品類 加工魚介類(からすみ)

●あら川の桃 (アラカワノモモ) (登録番号第 133 号)

生産地:和歌山県紀の川市桃山町及び紀の川市竹房

生産者団体:あら川の桃振興協議会

産品の区分:第1類 農産物類 果実類(もも)

●昭和かすみ草(ショウワカスミソウ)(登録番号第134号)

生産地:福島県大沼郡昭和村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、 大沼郡会津美里町の一部(旧会津高田町、旧本郷町)、

会津若松市北会津町、河沼郡会津坂下町、南会津郡南会津町(旧田島町)

生産者団体:会津よつば農業協同組合

産品の区分:第12類 観賞用の植物類 切花(かすみそう)

●浜中養殖うに(ハマナカヨウショクウニ)(登録番号第135号)

生産地:北海道厚岸郡浜中町内水面、浜中湾及び琵琶瀬湾

生産者団体:浜中水産物振興協議会

産品の区分:第4類 水産物類 前2号に掲げるもの以外の水産動物類(うに)

●鹿沼在来そば(カヌマザイライソバ)(登録番号第136号)

生産地:栃木県鹿沼市

生産者団体: 鹿沼そば振興会

産品の区分:第1類 農産物類 穀物類(そば)

第5類 農産加工品類 粉類(そば粉)

●富田林の海老芋(トンダバヤシノエビイモ)(登録番号第137号)

生産地:大阪府富田林市(彼方、西板持、東板持、南大伴、北大伴、錦織)

生產者団体:富田林市海老芋振興協議会

産品の区分:第1類 農産物類 野菜類 (さといも)

●ドイトンコーヒー (登録番号第 138 号)

生産地:タイ王国チェンライ県内のメイ・ファー・ルアン郡とメーサイ郡の境界地域に位置 するドイトン開発プロジェクトエリア。

北緯 20 度 07 分 47 秒—20 度 27 分 17 秒、東経 99 度 26 分 31 秒-99 度 53 分 37 秒の間の、93.515 ライ(149.62 平方キロメートル)の範囲

生産者団体:メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ

産品の区分:第1類 農産物類 未加工飲料作物 (コーヒー豆 (生のものに限る)) 第5類 農産加工品類 粉末飲料等 (コーヒー豆 (生のものを除く))

●ドイチャンコーヒー(登録番号第139号)

生産地:海抜 1000 メートルから 1700 メートルに位置する、タイ王国チェンライ県メースアイ郡ワーウィー地区、

ドイチャン村及びバーンマイパタナ村

生産者団体: ウィサーハギットシュムショングルム ドイチャーンコーヒーハウス バーン ドーイチャーン ムー3

産品の区分:第1類 農産物類 未加工飲料作物 (コーヒー豆 (生のものに限る)) 第5類 農産加工品類 粉末飲料等 (コーヒー豆 (生のものを除く))

※ 登録産品の詳細はこちらをご覧ください。 地理的表示(GI)保護制度~登録産品一覧~

(URL) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

[地理的表示メールマガジン]

発行:農林水産省輸出・国際局知的財産課

住所:〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話番号:03-3502-8111 (内線4284)

FAX: 03-3502-5301

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

メールアドレスの変更、メールマガジンの配信登録、配信停止はこちら

https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/chg.html